

平成29年9月

人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	----- 1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員の職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の人事評価の状況	----- 5
3 職員の給与の状況	----- 9
(1)総括	
(2)給与制度の総合的見直しの実施状況	
(3)一般行政職給料表の状況	
(4)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(5)級別職員数等の状況	
(6)職員の手当の状況	
(7)特別職の報酬等の状況	
(8)公営企業職員の状況	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	----- 35
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	----- 36
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
6 職員のサービスの状況	----- 38
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の勤務形態	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
(6)配偶者同行休業の実施状況	

7 職員の退職管理の状況	-----	39
8 職員の研修の状況	-----	40
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	-----	43
(1)公務災害・通勤災害の認定件数		
(2)健康診断実施状況		
(3)(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況		
10 その他知事が必要と認める事項	-----	44
定年退職者・勲奨退職者の再就職者数		

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	-----	45
(1) 採用試験の状況(平成28年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
(2) 昇任の状況(平成28年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	-----	50
(1) 平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要		
ア 民間給与と職員給与との比較		
イ 平成28年4月の民間給与との較差に基づく給与改定		
ウ 給与に関するその他の事項(扶養手当の見直し)		
エ 公務運営の改善		
(2) 報告資料		
ア 職員の給与		
イ 民間の給与		
ウ 職員の給与と民間の給与との比較		
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	-----	63
4 不利益処分に関する審査請求の状況	-----	63

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成29年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
I種			
一般行政職	52	49	18
情報職A	2	2	0
情報職B	1	1	0
総合土木職	10	10	0
建築職	3	3	1
電気職A	1	1	0
電気職B	1	1	0
化学職	1	1	0
農学職	5	5	3
林学職	3	3	0
水産職	1	1	1
法医鑑識職	1	1	1
警察事務職	8	8	7
小計	89	86	31
II種			
小計	0	0	0
III種			
一般事務	2	2	2
土木	2	2	0
学校事務職	25	16	14
警察事務職	8	6	6
小計	37	26	22
教員			
小学校教員	200	198	116
中学校教員	94	91	41
高等学校教員	31	28	12
特別支援学校教員	31	30	18
養護教員	35	33	33
寄宿舎指導員	2	2	1
実習助手	4	4	3
小計	397	386	224
警察官			
警察官A 男性一般	52	42	0
警察官A 女性一般	7	7	7
警察官A 男性武道	3	3	0
警察官B 男性	35	34	0
警察官B 女性	11	11	11
小計	108	97	18
資格免許職等			
医師	4	4	1
社会福祉士	3	2	2
臨床心理士	1	1	1
獣医師	4	3	2
薬剤師	2	2	1
保健師A	2	2	2
保健師B	1	1	1
診療放射線技師	1	1	0
臨床検査技師	1	1	0
研究員	2	1	0
職業訓練指導員	1	1	0
看護師	2	2	1
船舶職員	1	1	0
専任教員	3	3	2
国立自然博物館学芸員	1	1	0
学校栄養職員	3	2	1
小計	32	28	14
合計	663	623	309

(平成28年度:平成28年4月1日～平成29年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
I種		
一般行政職	59	21
情報職A	2	1
情報職B	1	0
総合土木職	15	0
建築職	2	0
電気職	1	0
化学職	1	0
農学職	4	3
林学職	3	2
水産職	1	0
法医鑑識職	1	0
警察事務職	7	6
小計	97	33
II種		
小計	0	0
III種		
一般事務	3	2
土木	2	1
学校事務職	6	3
警察事務職	4	4
小計	15	10
教員		
小学校教員	174	99
中学校教員	76	33
高等学校教員	48	21
特別支援学校教員	30	17
養護教員	20	20
実習助手	4	2
小計	352	192
警察官		
警察官A 男性一般	38	0
警察官A 女性一般	9	9
警察官A 男性武道	1	0
警察官B 男性	38	0
警察官B 女性	9	9
小計	95	18
資格免許職等		
医師	11	2
社会福祉士	5	2
臨床心理士	1	1
獣医師	1	1
薬剤師	3	1
保健師	2	2
栄養士	2	2
診療放射線技師	1	0
臨床検査技師	1	1
研究員	1	0
試験研究員	0	0
看護師	4	1
船舶職員	1	0
専任教員	4	4
国立自然博物館学芸員	2	1
学校栄養職員	1	1
小計	40	19
合計	599	272

(2)退職者数 (平成28年度) (単位:人)

職種	合計	定年退職		勸奨退職	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職	(定年前希望退職を含む)	在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	171	111	0	16	38	13	0	0	0	6
研究職	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	14	7	0	3	4	0	0	0	0	0
技能労務職	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	474	319	0	91	55	37	0	1	0	8
警察職	103	51	0	5	45	26	0	1	0	1
合計	770	496	0	115	142	76	0	2	0	15

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、2以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、2以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況

(平成28年度)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数									合計	再任用職員の離職者数		
		常時勤務職員			短時間勤務職員							常時勤務職員	短時間勤務職員	
		任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新				任期満了
一般行政職	157: 121	31: 9	126: 112	0: 0	0: 0	126: 112	0: 0	0: 0	0: 0	51: 37	3: 1	48: 36		
研究職	8: 5	2: 0	6: 5	0: 0	0: 0	6: 5	0: 0	0: 0	0: 0	1: 0	0: 0	1: 0		
医療職	16: 8	6: 0	10: 8	0: 0	0: 0	10: 8	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0		
技能労務職	29: 28	2: 1	27: 27	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	27: 27	0: 0	7: 3	1: 0	6: 3		
教育職	191: 98	185: 93	6: 5	0: 0	6: 5	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	41: 7	41: 7	0: 0		
警察職	27: 16	21: 12	6: 4	0: 0	0: 0	6: 4	0: 0	0: 0	0: 0	7: 0	5: 0	2: 0		
合計	428: 276	247: 115	181: 161	0: 0	6: 5	148: 129	0: 0	27: 27	0: 0	107: 47	50: 8	57: 39		

(4)再任用職員の職員数

(平成29年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数								
		常時勤務職員			短時間勤務職員					
		任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新
一般行政職	163: 105	46: 13	117: 92	0: 0	0: 0	117: 92	0: 0	0: 0	0: 0	
研究職	10: 7	3: 0	7: 7	0: 0	0: 0	7: 7	0: 0	0: 0	0: 0	
医療職	20: 16	3: 1	17: 15	0: 0	0: 0	17: 15	0: 0	0: 0	0: 0	
技能労務職	24: 22	4: 3	20: 19	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	20: 19	0: 0	
教育職	241: 147	233: 141	8: 6	0: 0	0: 0	8: 6	0: 0	0: 0	0: 0	
警察職	35: 20	24: 14	11: 6	0: 0	0: 0	11: 6	0: 0	0: 0	0: 0	
合計	493: 317	313: 172	180: 145	0: 0	0: 0	160: 126	0: 0	20: 19	0: 0	

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成29年4月1日現在)

(単位:人)

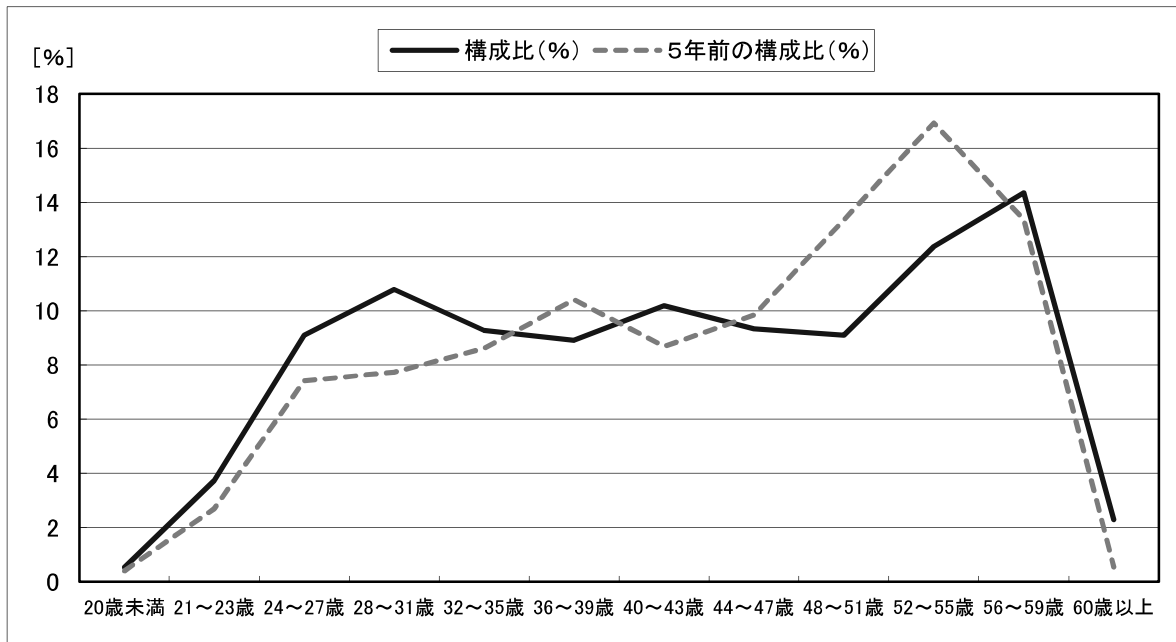
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	議会	32	32	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんりんピック推進室新設 ・近畿自動車道紀南高速事務所新設 ・有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所用地課の用地グループを廃止 	
	総務企画	709	710	1		
	税務	153	153	0		
	民生	336	348	12		
	衛生	458	459	1		
	労働	56	59	3		
	農林水産	769	764	▲5		
	商工	241	239	▲2		
	土木	787	784	▲3		
	小計	3,541	3,548	7		(参考:人口10万人当たり職員数 360.3 人)
	教育部門	8,802	8,775	▲27		・学校の統廃合及び児童生徒数の減少による定数減
警察部門	2,522	2,544	22			
小計	14,865	14,867	2	(参考:人口10万人当たり職員数 1509.82 人)		
公営企業等	病院	158	159	1		
	その他	47	46	▲1		
	小計	205	205	0		
合計		15,070	15,072	2	(参考:人口10万人当たり職員数 1,530.6 人)	
		[16,062]	[16,047]	[▲15]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳}23歳	24歳}27歳	28歳}31歳	32歳}35歳	36歳}39歳	40歳}43歳	44歳}47歳	48歳}51歳	52歳}55歳	56歳}59歳	60歳以上	計
職員数	人 80	人 563	人 1,372	人 1,627	人 1,398	人 1,343	人 1,536	人 1,407	人 1,372	人 1,864	人 2,164	人 346	人 15,072

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,542	3,542	3,585	3,575	3,541	3,548	6 (0.2%)
教育	9,176	9,038	8,956	8,868	8,802	8,775	▲ 401 (▲4.4%)
警察	2,467	2,482	2,483	2,511	2,522	2,544	77 (3.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	15,185	15,062	15,024	14,954	14,865	14,867	▲ 318 (▲2.1%)
公営企業等会計計	207	204	208	204	205	205	▲ 2 (▲1.%)
総合計	15,392	15,266	15,232	15,158	15,070	15,072	▲ 320 (▲2.1%)

2 職員の人事評価の状況

(平成28年度)

区分	勤務成績の評価の概要																																				
知事部局	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の局長等</td> <td>本庁の部長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く</td> <td>所属長</td> <td>本庁の局長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)※所属長職員を除く</td> <td>振興局の部長等</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁)</td> <td>副課長等</td> <td>所属長</td> </tr> <tr> <td>“(出先)</td> <td>次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>“</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>“</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—	“(振興局)	振興局長	—	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等	“(振興局)	振興局長	—	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長	“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“	“(振興局)	副部長等	“		
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																		
	部長級職員	本庁の部長等	—																																		
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																																		
	“(振興局)	振興局長	—																																		
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																																		
	“(振興局)	振興局長	—																																		
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																																		
	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																																		
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																																		
“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“																																			
“(振興局)	副部長等	“																																			
評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要なとされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。(「能力」を評価)</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。(「実績」を評価)</p>																																				
評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員															
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																																				
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																																				
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																																				
課長級																																					
課長補佐級																																					
係長級																																					
一般職員																																					
現業職員																																					
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 5段階による絶対評価</p>																																				
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 “</p>																																				
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																																				
評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 “</p>																																				
評価結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																																				

2 職員の人事評価の状況

(平成28年度)

区分	勤務成績の評定の概要																										
教育委員会 (事務局)	被評価者及び評価者	(1)教育庁																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画監、局長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長、室長</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副課長、主幹、教育企画員</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副課長、室長</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	教育企画監、局長	教育長	—	課長、室長	局長	教育長	副課長、主幹、教育企画員	課長	局長	上記以外の職員	副課長、室長	課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>教育総務局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>所長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所長	教育総務局長	教育長	上記以外の職員	所長	—
		被評価者	第1次評価者	第2次評価者																							
		教育企画監、局長	教育長	—																							
		課長、室長	局長	教育長																							
副課長、主幹、教育企画員	課長	局長																									
上記以外の職員	副課長、室長	課長																									
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
所長	教育総務局長	教育長																									
上記以外の職員	所長	—																									
(2)教育支援事務所																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>教育総務局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>所長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所長	教育総務局長	教育長	上記以外の職員	所長	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長、副館長</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所長、紀南図書館長</td> <td>所長、副館長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>副課長、主幹、教育企画員</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副館長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所長、副館長	局長	教育長	副所長、紀南図書館長	所長、副館長	局長	副課長、主幹、教育企画員	課長	局長	上記以外の職員	副館長	—		
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
所長	教育総務局長	教育長																									
上記以外の職員	所長	—																									
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
所長、副館長	局長	教育長																									
副所長、紀南図書館長	所長、副館長	局長																									
副課長、主幹、教育企画員	課長	局長																									
上記以外の職員	副館長	—																									
(3)学校以外の教育機関																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長、副館長</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所長、紀南図書館長</td> <td>所長、副館長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>副課長、主幹、教育企画員</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副館長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所長、副館長	局長	教育長	副所長、紀南図書館長	所長、副館長	局長	副課長、主幹、教育企画員	課長	局長	上記以外の職員	副館長	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育センター・学びの丘の職員 紀南図書館の職員</td> <td>副所長 紀南図書館長</td> <td>所長 副館長</td> </tr> <tr> <td>図書館・近代美術館・博物館・紀伊 風土記の丘・自然博物館の職員</td> <td>副館長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	教育センター・学びの丘の職員 紀南図書館の職員	副所長 紀南図書館長	所長 副館長	図書館・近代美術館・博物館・紀伊 風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	—		
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
所長、副館長	局長	教育長																									
副所長、紀南図書館長	所長、副館長	局長																									
副課長、主幹、教育企画員	課長	局長																									
上記以外の職員	副館長	—																									
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
教育センター・学びの丘の職員 紀南図書館の職員	副所長 紀南図書館長	所長 副館長																									
図書館・近代美術館・博物館・紀伊 風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	—																									
(4)派遣職員																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員</td> <td>事務局長</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>和歌山県体育協会の職員</td> <td>事務局長</td> <td>スポーツ課長</td> </tr> <tr> <td>関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員</td> <td>部長</td> <td>スポーツ課長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	文化財センターの職員	事務局長	文化遺産課長	和歌山県体育協会の職員	事務局長	スポーツ課長	関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員	部長	スポーツ課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員</td> <td>事務局長</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>和歌山県体育協会の職員</td> <td>事務局長</td> <td>スポーツ課長</td> </tr> <tr> <td>関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員</td> <td>部長</td> <td>スポーツ課長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	文化財センターの職員	事務局長	文化遺産課長	和歌山県体育協会の職員	事務局長	スポーツ課長	関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員	部長	スポーツ課長		
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
文化財センターの職員	事務局長	文化遺産課長																									
和歌山県体育協会の職員	事務局長	スポーツ課長																									
関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員	部長	スポーツ課長																									
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																									
文化財センターの職員	事務局長	文化遺産課長																									
和歌山県体育協会の職員	事務局長	スポーツ課長																									
関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会の職員	部長	スポーツ課長																									
	評価の構成	① 職務行動評価 職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。「能力」を評価 ② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、担当業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価する。「業績」を評価																									
	評価要素	① 職務行動評価 企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観 ② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、自ら担当業務に関する目標を定め、当該役割を果たした程度を評価する。																									
	評価方法	① 職務行動評価 5段階による絶対評価 ② 役割達成度評価 〃																									
	自己評価の有無	① 職務行動評価 有り ② 役割達成度評価 〃																									
	評価基準日	① 職務行動評価 11月1日 ② 役割達成度評価 〃																									
	評価期間	① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで ② 役割達成度評価 〃																									
	評定結果の活用方法	① 職務行動評価 人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料 ② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料																									

2 職員の人事評価の状況 (平成28年度)

区分	勤務成績の評価の概要														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1"> <tr> <td>被評価者</td> <td>第1次評価者</td> <td>第2次評価者</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>学校人事課長</td> <td>学校教育局長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>校長</td> <td>学校人事課長</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	校長	学校人事課長	学校教育局長	教頭	校長	学校人事課長	教諭等	教頭	校長
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者												
	校長	学校人事課長	学校教育局長												
	教頭	校長	学校人事課長												
	教諭等	教頭	校長												
	評価の構成	目標申告(自己申告)と業績評価から構成													
	評価要素	<table border="1"> <tr> <td>校長・教頭</td> <td>学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td> </tr> </table>		校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成	教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等								
	校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成													
教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等														
評価方法	目標申告:3段階による絶対評価 業績評価:5段階による絶対評価														
自己評価の有無	有り														
評価基準日	目標申告:12月末日 業績評価:1月末日														
評価期間	毎年4月1日～翌年3月31日														
評価結果の活用方法	目標申告:人材育成及び給与の決定のための参考資料 業績評価:人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料														

2 職員の人事評価の状況

(平成28年度)

区分	勤務成績の評価の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1評価者</th> <th>第2評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所属長</td> <td>所管部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次席・管理官・副署長等</td> <td>所属長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調査官・課長補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> <td>次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td>係長・主任・係員</td> <td>担当補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> </tr> <tr> <td>初任科生</td> <td>担当教官</td> <td>校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1評価者	第2評価者	所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評価者	第1評価者	第2評価者																		
	所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価。</p> <p>② 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価。</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p> <p>② 業績評価 職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上で当該役割を果たした程度。</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 2段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 有り</p> <p>【初任科生】 無し</p>																				
評価基準日	<p>能力評価 12月1日 業績評価 6月1日、12月1日</p>																				
評価期間	<p>能力評価 12月1日から11月30日まで 業績評価 12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで 特別評価(初任科生) 初任教養期間中</p>																				
評価結果の活用方法	昇任、給与、分限等																				

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

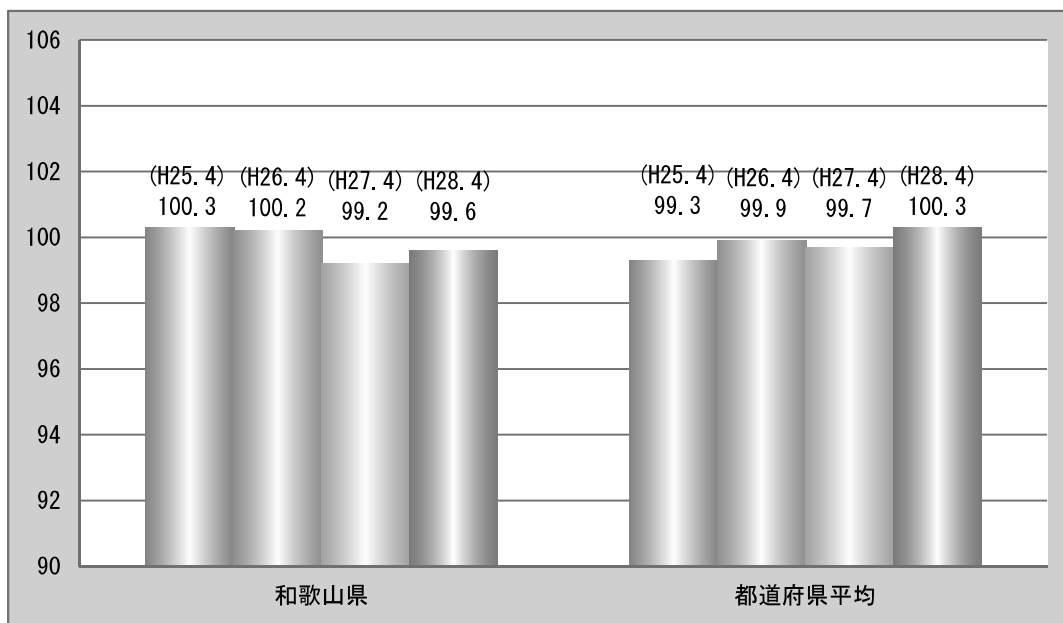
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	984,689	529,380,339	3,682,343	141,454,930	26.7	25.9

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	14,865	64,115,502	12,580,412	25,243,068	101,938,982	6,858

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 377,082	円 376,493	円 589	% 0.16	% 0.16	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 4.28	月 4.20	月 0.08	月 0.10	月 4.30	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

① 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点及び給与改定後平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

		平成26年度 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 支給割合
			4月1日時点	遡及改定後	
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%
その他の	国	0%	0%	0%	0%
県内市町村	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(平成29年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
最高号給の 給料月額	246,600	303,400	349,200	383,400	392,200	407,400	444,100	467,800	526,700

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	331,927 円	410,367 円
技能労務職	55.8 歳	332,843 円	360,816 円
うち用務員	55.6 歳	329,653 円	358,569 円
うち運転業務員	— 歳	— 円	— 円
うち守衛	— 歳	— 円	— 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	44.3 歳	375,158 円	428,733 円
小・中学校(幼稚園)教育職	42.9 歳	356,040 円	400,852 円
警 察 職	37.5 歳	310,852 円	422,552 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	184,800 円	総合	182,700 円
			一般	178,200 円
	高校卒	150,500 円	146,100 円	
技能労務職	高校卒	148,200 円	—	
高等学校教育職	大学卒	206,400 円	—	
小・中学校教育職	大学卒	206,400 円	—	
警 察 職	大学卒	204,100 円	206,900 円	
	高校卒	171,600 円	168,400 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,284 円	361,807 円	384,989 円	399,930 円
	高校卒	230,756 円	321,100 円	353,767 円	364,164 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	312,208 円	398,395 円	417,777 円	434,378 円
小・中学校教育職	大学卒	313,939 円	390,408 円	410,309 円	423,041 円
警 察 職	大学卒	277,187 円	375,936 円	378,483 円	404,790 円
	高校卒	248,450 円	343,800 円	372,325 円	395,833 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

①行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	410	9.0	主事	339	1,607	35.3	係員級
				技師	63			
司書	1							
職業指導員	1							
機関士、航海士	2							
体育指導員	3							
保健師	1							
計	410							
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 又は技師の職務	388	8.5	主事	289			
				技師	76			
体育指導員	13							
主任	8							
職業指導員	2							
計	388							
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,032	22.7	副主査	713	1,245	27.3	係長級
				主任	94			
検査専門員	2							
係長	14							
主査	209							
計	1032							
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	1,022	22.4	係長	57			
				主査	945			
船長、機関長	2							
助教	2							
教務主任	1							
人事主事、指導主事、社会教育主事	12							
政策推進員	3							
計	1022							
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,108	24.3	課長補佐	148	1,108	24.3	課長補佐級
				班長	124			
土砂大害啓発センター所長、その他所長	2							
精神保健福祉センター次長	1							
就農支援センター次長	1							
東京事務所課長	1							
県税事務所課長	8							
総括課長補佐	1							
男女共同参画センター課長	1							
動物愛護センター課長	1							
子ども・女性・障害者相談センター課長、その他センター課長	10							
公営競技事務所課長	1							
工業技術センター課長	1							
産業技術専門学院課長	2							
空港、港湾事務所課長	4							
振興局課長	75							
消費生活センター支所長	1							
高等看護学院事務長代理	1							
警察署課長	10							
農業大学校部長、准教授	6							
船長、機関長	4							
専門技術員、調査員、検査員、専門員	24							
政策審議員	3							
会計専門員、駐在員	7							
入札契約統括員	6							
教育センター学びの丘課長、その他教育機関課長	10							
人事主事、指導主事、社会教育主事	21							
学校事務長、事務長補佐	20							
調査官	7							
主任	607							
計	1108							

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階						
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関(振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ)の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	434	9.5	課長	64	500	11.0	課長級						
				室長、分室長	18									
振興局部長	10													
児童相談所長、仙溪学園長	2													
就農支援センター所長	1													
文書館次長	1													
環境衛生研究センター次長	1													
児童相談所次長、その他福祉機関次長	4													
公営競技事務所次長	1													
空港事務所長・次長、その他土木機関事務所長・次長	15													
農林大学校副校長、教授	2													
世界遺産センター事務長	1													
消防学校副校長	2													
総括監察査察員、総括検査員、総括調査員	19													
総括専門員、専門員	6													
副課長、副室長	109													
振興局副部長	34													
企画員	21													
主幹	70													
旅券事務長	1													
産業技術専門学院副学院長	2													
産業技術専門学院長	1													
図書館センター長	1													
教育支援事務所長	5													
学校事務長	25													
紀伊風土記の丘副館長	1													
教育センター学びの丘副所長	2													
紀南図書館長	1													
管理官	9													
次席	4													
科学捜査研究所副所長	1													
計	434													
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	96	2.1	課長	25	67	1.5	次長級						
				室長	2									
校長	1													
学院長	1													
空港・港湾事務所所長	2													
公営競技事務所長	1													
紀の川流域下水道事務所長	1													
理事官	1													
振興局部長	18													
企画員	14													
参事	19													
こころの医療センター事務局長	1													
子ども・女性・障害者相談センター所長	1													
工業技術センター副所長	1													
県税事務所長	3													
教育センター学びの丘所長	1													
博物館、図書館、美術館副館長	4													
計	96													
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	37	0.8	局長	24				27	0.6	部長級			
				東京事務所長	1									
県議会事務局次長	1													
県税事務所長	1													
教育企画監	1													
参事	9													
計	37													
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁(和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。)の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	27	0.6	部長	7	27	0.6	部長級						
				事務局長	4									
危機管理監	1													
知事室長	1													
会計管理者	1													
振興局長	7													
参事	5													
技監	1													
計	27													
合計		4,554												

②研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	1	0.5	研究員	1	79	35.9	係員級
				計	1			
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	86	39.1	研究員	26	59	26.8	係長級
				学芸員	12			
				副主査研究員	40			
				主査研究員	7			
				主査学芸員	1			
				計	86			
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	108	49.1	主査研究員	41	57	25.9	課長補佐級
				主査学芸員	6			
				専門研究員	4			
				農業試験場部長、その他試験場部長	11			
				工業技術センター課長 (総括)主任研究員	1			
				主任学芸員	32			
				主査学芸員	3			
				環地園芸センター副所長、その他研究所副所長	4			
				畜産試験場副場長	1			
				近代美術館課長、その他博物館等課長	5			
				計	108			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	23	10.5	環地園芸センター所長、その他研究所所長	4	23	10.5	課長級
				農業試験場長、その他試験場長	5			
				工業技術センター副所長	2			
				総括研究員	1			
				農業試験場副場長、その他試験場副場長	4			
				環境衛生研究センター部長、その他センター部長	7			
				計	23			
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.9	工業技術センター所長	1	2	0.9	部長級
				環境衛生研究センター所長	1			
				計	2			
合計		220						

③医療職給料表(1)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	27	64.3	医師	27	27	64.3	係員級
				計	27			
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	3	7.1	医師	1	3	7.1	係長級
				医長	2			
				計	3			
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	9	21.4	副院長	1	9	21.4	課長級
				部長	2			
				保健所長	4			
				総括専門員	1			
				精神保健福祉センター所長	1			
				計	9			
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	3	7.1	局長	1	3	7.1	次長級
				院長	1			
				参事	1			
				計	3			
合計		42						

④医療職給料表(2)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師(診療放射線技師、栄養士、診療エ ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、 臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士 (以下「診療放射線技師等」という。)をいう。)の職務 2 医療技師(歯科衛生士、歯科技工士、あん摩 マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(以下 「歯科衛生士等」という。)をいう。)の職務 3 福祉技師の職務	6	5.3	医療技師	4	51	44.7	係員級
				栄養士	2			
				計	6			
2級	1 技師の職務 2 医療技師(薬剤師又は獣医師をいう。)の職務 3 困難な業務を行う医療技師(診療放射線技師 等をいう。)又は福祉技師の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師 (歯科衛生士等をいう。)の職務	21	18.4	技師	3	36	31.6	係長級
				医療技師	16			
				栄養士	2			
				計	21			
3級	副主査の職務	24	21.1	副主査	24	24		
計	24							
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う副主査の職務	33	28.9	主査	33	33		
				計	33			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長 の職務 2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務 3 薬局長又は技師長の職務 4 主任の職務 5 困難な業務を行う主査の職務	27	23.7	主査	3	24	21.1	課長 補佐級
				次長	2			
				課長	12			
				家畜保健衛生所支所長	1			
				薬局長	1			
				主任	8			
計	27							
6級	総括専門員の職務	0	0.0	計	0	3	2.6	課長級
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 和歌山県動物愛護センターの長の職務	3	2.6	所長	3			
	計	3		計	3			
合 計		114						

⑤医療職給料表(3)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0	計	0	133	58.1	係員級
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 福祉技師の職務 4 専任教員の職務 5 副主査准看護師の職務	39	17.0	保健師	16			
				看護師	14			
				専任教員	3			
				副主査准看護師	6			
				計	39			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副 主査専任教員(以下「副主査等」という。)の職務 2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務	81	35.4	副主査	5			
				副主査看護師	60			
				副主査専任教員	15			
				副主査准看護師	1			
計	81							
4級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任 教員の職務 4 困難な業務を行う副主査等の職務	68	29.7	副主査看護師	13	55	24.0	係長級
				主査	20			
				主査専任教員	10			
				主査看護師	9			
				副看護師長	16			
計	68							
5級	1 病院の副部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 保健所の課長の職務 4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任 教員の職務	37	16.2	副部長	1	37	16.2	課長 補佐級
				看護師長	7			
				科長	2			
				課長	8			
				主任	13			
				看護学校副学校長	1			
				教務主任	4			
主任専任教員	1							
計	37							
6級	1 病院の部長の職務 2 困難な業務を行う病院の副部長の職務 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター の長の職務	4	1.7	部長	1	4	1.7	課長級
				副部長	2			
				教務主幹	1			
				計	4			
合 計		229						

⑥高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	402	13.7	講師	270	2,806	96.0	係員級
				養護助教諭	5			
				寄宿舎指導員	36			
				実習助手	91			
				計	402			
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2,404	82.2	教諭	2301	2,806	96.0	係員級
				養護教諭	60			
				栄養教諭	1			
				寄宿舎指導員	23			
				実習助手	17			
	講師	2						
				計	2404			
3級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の教頭の職務	74	2.5	教頭	74	74	2.5	課長補佐級
				計	74			
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務	44	1.5	校長	44	44	1.5	課長級
				計	44			
合計		2,924						

⑦中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	2	3.7	講師	2	49	90.7	係員級
				計	2			
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	47	87.0	教諭	42	49	90.7	係員級
				養護教諭	5			
				計	47			
3級	中学校の教頭の職務	5	9.3	教頭	5	5	9.3	課長補佐級
				計	5			
4級	中学校の校長の職務	0	0.0	校長	0	0	0.0	課長級
				計	0			
合計		54						

⑧小学校、中学校等教育職員給料表(市町村立学校職員)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師(以下「助教諭等」という。)の職務	740	12.6	講師	680	5,198	88.3	係員級
				養護助教諭	60			
				計	740			
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,458	75.7	教諭	4121	5,198	88.3	係員級
				養護教諭	299			
				栄養教諭	36			
				講師	2			
				計	4458			
3級	小学校又は中学校の教頭の職務	343	5.8	教頭	343	343	5.8	課長補佐級
				計	343			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	345	5.9	校長	345	345	5.9	課長級
				計	345			
合計		5,886						

⑨高等学校等教育職員給料表(市町村立学校職員)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	1	6.7	講師	1	14	93.3	係長級
				計	1			
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	13	86.7	教諭	13	14	93.3	係長級
				計	13			
3級	高等学校の教頭の職務	1	6.7	教頭	1	1	6.7	課長補佐級
				計	1			
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	校長	0	0	0.0	課長級
				計	0			
合計		15						

⑩学校栄養職員給料表(市町村立学校職員)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	16	40.0	栄養士	16	24	60.0	係員級
				計	16			
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	1	2.5	栄養士	1	24	60.0	係員級
				計	1			
3級	副主査栄養士の職務	6	15.0	副主査栄養士	6	24	60.0	係員級
				計	6			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	10	25.0	副主査栄養士	1	16	40.0	係長級
				主査栄養士	9			
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	7	17.5	計	10	16	40.0	係長級
				主査栄養士	7			
合 計		40						

⑪警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	296	13.3	係員	296	1,425	64.1	巡査・ 巡査長・ 巡査部長
				計	296			
2級	困難な業務を行う係員の職務	377	17.0	係員 主任	373 4	1,425	64.1	巡査・ 巡査長・ 巡査部長
				計	377			
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	482	21.7	係員 主任	191 291	1,425	64.1	巡査・ 巡査長・ 巡査部長
				計	482			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	580	26.1	主任 係長 教官	270 301 9	516	23.2	警部補
				計	580			
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	301	13.5	係長 教官 課長補佐 警察署課長 校長補佐 課長代理	204 2 40 38 1 16	184	8.3	警部
				計	301			
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	89	4.0	課長補佐 警察署課長 調査官 刑事官 次席、次長、副隊長	3 7 75 1 3	184	8.3	警部
				計	89			
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署(大規模な警察署を除く。)の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	63	2.8	管理官 刑事官 次席、次長、副隊長 室長 副校長 副署長 監察官 隊長 課長	14 2 17 5 1 9 10 4 1	99	4.5	警視
				計	63			
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署(大規模な警察署を除く。)の署長の職務	21	0.9	署長 理事官	7 14	99	4.5	警視
				計	21			
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	15	0.7	署長 参事官、首席監察官 校長	6 8 1	99	4.5	警視
				計	15			
合 計		2,224						

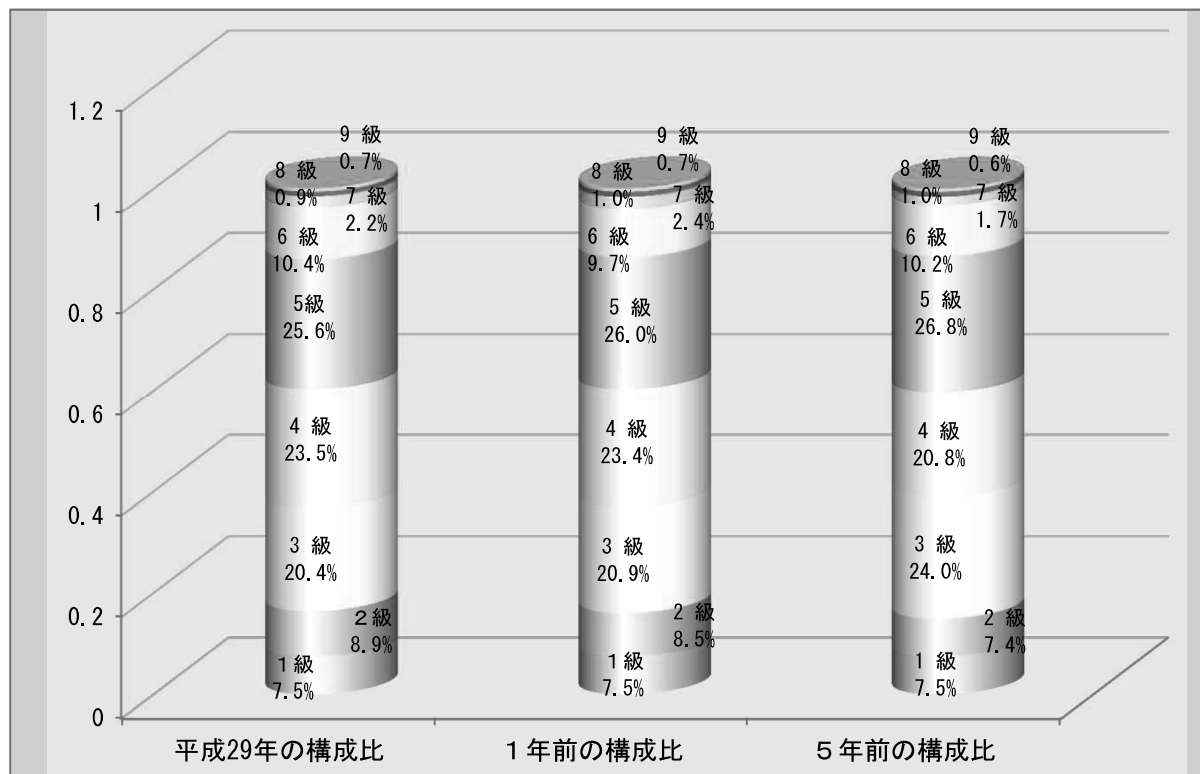
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階						
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階				
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員(以下「事務助手等」という。)の職務	0	0.0		計	0	61	100.0	係員級			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	1	1.6	校務員	計	1						
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	29	47.5	用務員 校務員 技師補	計	29						
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	7	11.5	校務員	計	7						
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	24	39.3	用務員 校務員 作業員 事務助手	計	24						
合計		61										

(注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 再任用職員も本表に含む。

【参考】一般行政職の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員(再任用職員は除く。)について記載している。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、実施しその評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～7号給)を決定しています。

平成29年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	和歌山県		国	
	特定職員	左記以外の職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	16.7%	83.3%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	35.1%	64.9%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.0%	69.7%	0.3%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	15.5%	83.8%	0.7%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,645 千円		—	
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.7 月分 (0.8) 月分		(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.7 月分 (0.8) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分である。

【参考】勤労手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月勤労手当分から、全職員を対象に評定期間(6月勤労:12月2日～6月1日、12月勤労:6月2日～12月1日)の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤労手当への勤務成績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率(特に優秀、優秀、良好(標準)、特に不良)を判定しています。
平成28年12月支給の勤労手当の実績は次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

平成28年度中における運用	和歌山県		国	
	特定職員	左記以外の職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

ア 特定幹部職員(次長級以上の職員)

	上位	標準	下位
成績率	137/100 ～ 122/100	107/100	93/100
人員分布率	21.7%	78.3%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	117/100 ～ 102/100	87/100	73/100
人員分布率	35.2%	64.7%	0.1%

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

和歌山県			国		
退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 応募認定・定年		退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分 25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分 34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分 49.590 月分		勤続35年	41.325 月分 49.590 月分	
最高限度額	49.590 月分 49.590 月分		最高限度額	49.590 月分 49.590 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～ 45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～ 45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～95,400円)の60月分	
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	235 千円 22,280 千円		1人当たり平均支給額	千円 千円	

(注)1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)			2,318,289 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)			152,269 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岩手県盛岡市	0 %	1 人	0 %
東京都特別区	20 %	36 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	1 人	16 %
神奈川県川崎市	16 %	2 人	16 %
埼玉県和光市	16 %	1 人	16 %
京都府京都市	10 %	2 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	8 人	16 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,596 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	812 人	6 %
鳥取県鳥取市	0 %	1 人	0 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,554 人	0 %
医師	16 %	32 人	16 %
平均支給率		3.3 %	3.1 %
地域手当補正後ラスパイレース指数(平成28年4月1日)			99.6
(ラスパイレース指数)			(99.5)

(注)1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1×当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)			809,655 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)			94,299 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)			52.4 %	
手当の種類(手当数)			44	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	3,229 千円	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	153 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	110 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	11,181 千円	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	231 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	214 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	220 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	29,427 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	10 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	93 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	47 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 警戒区域 帰還困難区域 居住制限区域 計画的避難区域	4 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 屋外 日額 5,000円 屋内 日額 1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	692 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	5,296 千円	日額500円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	53 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,143 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	17 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	5,228 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	1,036 千円	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	163 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	1,431 千円	日額500円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	53 千円	日額700円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	205 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,649 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	353 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	53,287 千円	日額200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	1,546 千円	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	603 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	457,163 千円	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額8,000円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額7,500円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額4,250円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額3,000円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	60,546 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,544 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	19,673 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	32,532 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,911 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	21,518 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	8,922 千円	日額 320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	57,388 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	75 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等 処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害 調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	1,656 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	6 千円	1時間400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,939 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	1,658 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	44 千円	日額840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	250 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	470 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	2,442,233 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	366 千円
支給実績(平成27年度決算)	2,582,557 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	385 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	異なる	配偶者 10,000円 子 8,000円	1,694,075 千円	243,157 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		860,431 千円	325,428 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 413,800円 獣医師 最高支給月額 33,000円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	130,949 千円	3,968,166 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{キロ} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～31,600円	1,701,451 千円	134,237 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 30,000円+加算額(8,000~70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 ^{キロメートル} 以上の場合に加算)	同じ		103,544 千円	433,238 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	874 千円	36,400 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			49,768 千円	151,730 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	354,547 千円	212,177 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000~12,000円 6時間超 9,000~18,000円	同じ		4,138 千円	46,494 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		183,336 千円	81,664 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	525,171 千円	171,010 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000~126,400円)	異なる	支給額	1,101,362 千円	714,242 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給(11月～翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		531 千円	34,000 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			541,005 千円	68,699 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			40,708 千円	228,697 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			41,758 千円	235,922 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			3,537 千円	66,732 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	知事	1,137,400 円	(1,210,000)円
	副知事	893,000 円	(950,000)円
	教育長	750,000 円		
報酬	議長	950,000 円		
	副議長	810,000 円		
	議員	770,000 円		
期末手当	知事 副知事 教育長	(28年度支給割合) 3.25 月分		
	議長 副議長 議員	(28年度支給割合) 3.25 月分		
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	121万円×在職月数×0.59 =	34,267,200	(任期ごと)
	教育長	95万円×在職月数×0.42 =	19,152,000	(任期ごと)
		75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 =	1,957,500	(任期ごと)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、平成29年度、知事及び副知事は給料を6%、期末手当を6%減額しています。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 知事、副知事については、退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)、教育長については、1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当(5%)及び通勤手当が支給されます(公用車通勤の場合を除く。)

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	635,534	259,926	163,850	25.8	26.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	20	83,744	15,708	33,883	132,672	6,634

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.5 歳	373,154 円	554,059 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	2	9.5	主事	1	6	28.6	係員級
				技師	1			
				計	2			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 又は技師の職務	0	0.0			0		
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	6	28.6	副主査	4	3	14.3	係長級
				主査	2			
				計	6			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	1	4.8	主査	1	0	0.0	次長級
				計	1			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	8	38.1	工業用水道管理センター課長	2	8	38.1	課長補佐級
				課長補佐 主任	5			
				計	8			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関(振興局及び和歌山県東京事務 所を除く。事項において同じ)の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	3	14.3	工業用水道管理センター所長	1	4	19.0	課長級
				副課長 工業用水道管理センター次長	1			
				計	3			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	1	4.8	課長	1	0	0.0	次長級
				計	1			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所 の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0		
				計	0			

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
9級	1 本庁の部長の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
	2 本庁(和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。)の事務局長の職務							
	3 困難な業務を行う振興局長の職務							
	4 特に困難な業務を行う参事の職務							
合計		21			計	0		

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額(平成28年度)	
1,694 千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.7 月分
(1.45) 月分	(0.8) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成29年4月1日現在)

和歌山県			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年		20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年		29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年		41.325 月分	49.590 月分
最高限度額		49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置	
額		(2%~45%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額	
		(0円~65,000円)の60月分	
(退職時特別昇給)		なし	
1人当たり平均支給額		一 千円	26,438 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25~28年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		2,901 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		145,030 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	5 %	9 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	11(1) 人	1.5 %

(注) ()内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		11 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		1,050 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		50.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	11 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

e 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	1,400 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	74 千円
支給実績(平成27年度決算)	1,566 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	82 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,390 千円	226,000 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		1,722 千円	287,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
通勤手当	通勤距離が片道2 ^キ 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円	同じ		2,997 千円	142,693 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		3,048 千円	762,000 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	278,527	36,375	26,967	9.7	4.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	3	13,383	2,696	5,860	21,939	7,313

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成28年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
49.3 歳	420,917 円	612,986 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0		0	0	0.0	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0		0	1	33.3	係長級
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	0	0.0		0	1	33.3	課補佐級
				計	0			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	1	33.3	主査	1	1	33.3	
				計	1			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1	33.3	主任	1	1	33.3	
				計	1			

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関(振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ)の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	課長級
	計			1				
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
	計			0				
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
	計			0				
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁(和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。)の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
	計			0				
合 計		3						

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(工) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額(平成28年度)	
1,953 千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.7 月分
(1.45) 月分	(0.8) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成29年4月1日現在)

和歌山県		
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた 定額 (0円~65,000円)の60月分	
(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25~28年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		745 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		248,173 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	5 %	3 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	0 人	1.5 %

(注) ()内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	— 千円	

e 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	64 千円
支給実績(平成27年度決算)	139 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	70 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		848 千円	282,666 円
通勤手当	通勤距離が片道2 ^キ 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~31,600円 (2)四輪 2,000~44,300円	同じ		318 千円	105,980 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給(55,000~75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成29年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成28年1月1日～平成28年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	114,847.7日	33,004.0日	2,950人	11.2日	28.7%
教育委員会	130,801.7日	37,703.4日	3,354人	11.2日	28.8%
警察本部	93,372.3日	16,241.5日	2,417人	6.7日	17.4%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成29年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成28年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	16	16	1	15	0	0	0	0	0	0
	計	16	16	1	15	0	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成28年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職	
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(2)心身の故障の場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	86	[31]	/	/	86	[31]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	92	[92]	/	/	92	[92]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	55	[19]	/	/	55	[19]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	233	[142]	/	/	233	[142]	/	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	警察本部	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	86	[31]	0	[0]	86	[31]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	92	[92]	0	[0]	92	[92]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	55	[19]	0	[0]	55	[19]	/	/
	合計	0	[0]	0	[0]	233	[142]	0	[0]	233	[142]	/	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(平成28年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	1	1	0	2
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	1	1	2
	小計	0	1	2	1	4
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局	0	0	2	0	2
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	1	3
(6)監督責任	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	1	3	0	4
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	1	1	2
	合計	0	1	4	2	7

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成28年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	平成28年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数	
知事部局	男性職員	1 0	2 0	1 0	92	1	0	0	1.1%
	女性職員	30 37	10 16	5 5					
	計	31 37	12 16	6 5					
教育委員会	男性職員	1 0	0 0	0 0	195	1	0	0	0.5%
	女性職員	165 248	10 0	12 0					
	計	166 248	10 0	12 0					
警察本部	男性職員	0 0	0 0	0 0	140	0	0	0	0.0%
	女性職員	20 29	6 0	3 0					
	計	20 29	6 0	3 0					

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成28年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成27年度から平成28年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (平成28年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	1	0	0	0	0	1
	女性職員	2	2	1	0	0	5
	計	3	2	1	0	0	6
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	9	0	1	0	12
	計	2	9	0	1	0	12
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	1	0	0	0	3
	計	2	1	0	0	0	3

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成28年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成28年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成28年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	2
警察本部	○	0

(6) 配偶者同行休業の実施状況

(平成28年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出について

地方公務員法の改正に伴い、和歌山県職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行した。

以下の再就職情報について、退職者に届出をさせる。
(知事部局については、従来より公表済み)

●届出事項

- 1 氏名
- 2 生年月日(年齢)
- 3 離職時の所属・職名
- 4 離職日
- 5 再就職日
- 6 再就職先の名称
- 7 再就職先の業務内容
- 8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等届出をさせる。

8 職員の研修の状況

(1) 研修状況 (平成28年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
一般研修	新規採用職員研修	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	118		
	2年目職員研修	知事部局職員(採用後2年目の職員)	2	3	109		
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査職員)	3	2	113		
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級職員)	2	2	81	約一か月の民間体験研修	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級職員)	2	2	106		
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長、地方機関の課長等)	2	2	89		
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	72		
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	1	58		
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	1	29		
	県教育庁等職树人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	554		
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	1	182	45		
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	302	44		
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	1	28	12		
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	1	58	44		
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	50	33		
	幹部研修	警部以上の警察官及び一般職員	3	1	195	1回約65名	
	人権研修	警部補以下の警察官及び一般職員	2	1	230	1回約115名	
	特別研修	住民との対話能力向上研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	3	2	93	
		プレゼンテーション研修		3	2	91	
		政策形成能力開発研修		2	2	63	
財務諸表の見方研修		2		2	63		
統計分析講座		2		2	54		
メディア対応研修		2		2	45		
政策法務研修		2		2	41		
行政争訟講座		2		2	61		
民法講座		2		2	68		
職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	74		
新規採用職員指導者研修		知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員)	2	1	93		
育休任期付職員等研修		知事部局職員(育児休業等代替職員)	2	2	24		
育児休業者職場復帰サポート研修		知事部局職員(育児休業職場復帰者、育児休業中の職員)	1	1	14		
部下職員指導支援研修		知事部局職員(特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者)	1	1	34		
政策形成能力研修		知事部局職員(採用10年目程度の職員)	2	3	6	関西広域連合主催研修	
団体連携型研修		知事部局職員(受講を希望する職員)	2	2	45	関西広域連合主催研修	
ディベート研修		知事部局職員(受講を希望する職員)	2	1	6	市町村職員研修協議会主催研修	
臨時的任用職員研修	知事部局職員(臨時的任用職員)	3	1	5			
債権管理研修	知事部局職員(非強制徴収公債権・私債権に係る職員)	2	1	66			
事務補助職員等研修	事務補助職員等	1	1	108			
キャババン・メイト フォローアップ研修	警察職員の中の希望者	1	1	6			
セミナー	職場研修指導者セミナー	職場研修委員	1	1	244		
	県職树人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	2	1	249		
	レベルアップセミナー	知事部局職員(係長級以上の職員)	1	1	95		
基本研修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	245		
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	246		
	初任者研修(2年次研修)(27年度継続)	教育委員会職員(新規採用27年度継続者)	1	4	270		
	初任者研修(3年次研修)(26年度継続)	教育委員会職員(新規採用26年度継続者)	1	3	245		
	6年次研修	教育委員会職員(6年次教員)	1	1	185		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	120		
	10年経験者研修(27年度継続)	教育委員会職員(10年経験者教員27年度継続者)	1	2	110		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	20		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(養護教員10年経験者)	1	5	7		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	2		
	新規採用学校栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用学校栄養職員)	1	10	1		
新規採用事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	6			
専門研修	新任校長研修	教育委員会職員(管理職・新任校長)	1	3	70		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職・新任教頭)	1	3	86		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(初めて教務主任になった教員)	1	2	79		
	小学校教育実践研修(算数科)	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長が推薦する教員)	1	3	100		
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当する教員)	1	2	108		
	通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員(初めて通級指導教室を担当する教員)	1	1	35		
	高等学校特別支援教育コーディネーター研修	教育委員会職員(特別支援教育コーディネーターを担当する教員)	1	1	20		
	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	2	15		
	中学校・高等学校国語科教育研修	教育委員会職員(教員)	1	2	42		
	小学校社会科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	16		
	中学校社会科・高等学校地理歴史科・公民科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	34		
小学校算数科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	26			

	中学校・高等学校数学科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	30	
	やさしい小学校理科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	29	
	中学校理科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	29	
	電子顕微鏡活用研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	8	
	四季の星座研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	21	
	小学校外国語活動研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	14	
	英語科教育研修講座ーオールイングリッシュに対応した授業づくりー	教育委員会職員(教員)	1	1	51	
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	20	
	高等学校産業教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	39	
	道徳教育研修講座① 基礎	教育委員会職員(教員)	1	1	55	
	道徳教育研修講座② 応用	教育委員会職員(教員)	1	1	24	
	特別支援学校の教育実践に学ぶ研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	143	
	知的障害のある子どもが輝く授業づくり研修講座ーICTを使ってー	教育委員会職員(教員)	1	1	52	
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	81	
	特別支援教育コーディネーター研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	27	
	若手教員のための教育相談研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	46	
	教育相談研修講座①ー事例検討1ー	教育委員会職員(教員)	1	1	54	
	教育相談研修講座②ーカウンセリングワークショップー	教育委員会職員(教員)	1	1	56	
	教育相談研修講座③ー事例検討2ー	教育委員会職員(教員)	1	1	36	
	不登校対応研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	68	
	生徒指導研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	43	
	学級集団づくり研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	70	
	認知行動療法の視点を取り入れた授業づくり研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	45	
	学校が元気になる共育コミュニティ研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	35	
	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	24	
	食育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	31	
専門研修	防災教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	46	
	初任者のためのICT授業活用研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	69	
	学校を活性化する校内研修講座アクティブ・ラーニング①	教育委員会職員(教員)	1	1	43	
	学校を活性化する校内研修講座アクティブ・ラーニング②	教育委員会職員(教員)	1	1	43	
	学校を活性化する校内研修講座全国学調の活用A(伊都・那賀)	教育委員会職員(教員)	1	1	11	
	学校を活性化する校内研修講座全国学調の活用B(海草・有田・日高)	教育委員会職員(教員)	1	1	7	
	学校を活性化する校内研修講座全国学調の活用C(西牟婁・東牟婁)	教育委員会職員(教員)	1	1	11	
	活力ある学校図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に關係する職員)	1	1	41	
	学校経営研修講座①A(校長の部)ー学校におけるOJTの推進ー	教育委員会職員(校長)	1	1	1	
	学校経営研修講座①B(教頭の部)ー学校におけるOJTの推進ー	教育委員会職員(教頭)	1	1	2	
	学校経営研修講座②(校長の部)ー保護者対応についてー	教育委員会職員(校長)	1	1	2	
	警部補任用科	昇任予定の巡査部長	1	12	10	
	巡査部長任用科	昇任予定の巡査長	1	12	7	
	生活安全任用科	生活安全警察任用予定者	1	25	14	
	刑事任用科	刑事警察任用予定者	1	23	20	
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	12	17	
	留置担当官専科		1	5	10	
	災害警備専科		1	5	14	
	特殊犯捜査専科		1	10	20	
	検視実務専科		1	5	14	
	職務質問専科		1	5	14	
	取調べ技能専科		1	5	20	
	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対策		1	5	14	
通信指令専科		1	5	7		
交通実務専科		1	10	14		
サイバー犯罪捜査実務専科		1	5	14		
組織犯罪捜査専科	警部補以下の警察官	1	5	13		
刑事実務専科		1	5	12		
総合実務専科		3	4	49		
鑑識任用専科		1	9	17		
緊急自動車運転技能者専科(四輪)		1	15	5		
緊急自動車運転技能者専科(二輪)		1	15	2		
留置担当官任用専科		1	5	36		
警備実務専科		1	5	9		
警護専科		1	5	15		
自動車警ら班員任用		1	5	14		
総合実務専科	係長以下の一般職員	1	3	16		
開研究	学校支援・調査研究事業に係る研修	知事部局職員(教育委員会職員(教員))	150		2,657	随時要請に応じて
相教	教育相談主事等派遣事業に係る研修	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	314		3,165	随時要請に応じて
育						

支 援 別	特別支援事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	208		9,592	随時要請に応じて
研 期	長期教員研修	教育委員会職員(選考された教員)	1		9	一年間
	教員の長期社会体験研修	教育委員会職員(選考された教員)	1		4	一年間
	合 計				22,899	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(平成28年度)

区分	件数	区分	件数	区分	件数
公務災害	133	通勤災害	9	合計	142
内訳	知事部局	20	内訳	知事部局	23
	教育委員会	33		教育委員会	34
	警察本部	80		警察本部	85

(2) 健康診断実施状況

(平成28年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員(非常勤職員含む)	3,994	3,293	2,501
雇入時健康診断	新規採用職員	129	5	0
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	14	0	39
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	66	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	37	0	14
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	86	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	72	0	0
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	146	0	0
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者、県立特別支援学校教職員及び養護教諭	24	977	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	110	0	645
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	11	0	0
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	1	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	6	0	0
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	31	0	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員のうち希望する者	0	38	0
給食業務健康診断	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・学校栄養職	0	75	0
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員	0	0	69
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者	0	0	32
脳波検診	白バイ勤務員	0	0	8
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者	0	0	9

(3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(平成28年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会員数	5,400人	8,914人	2,466人
掛金	167,360千円	373,815千円	71,360千円
掛金率	(給料)×8/1000	1%	(給料+扶養手当)×7.3/1,000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

10 その他知事が必要と認める事項

定年退職者・勲褒退職者の再就職者数

(平成28年度)

(単位:人)

区分 職種	平成27年度 退職者数 a	a のうち再就職者数										再就職 しない者 n	不明で ある者 o	
		県に再就職した者					県以外に再就職した者							
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	h	他の地方公共団体 うち再任用職員 i	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l			自営業 m
一般行政職	94	21	13	0	0	0	3	0	8	14	8	0	17	10
研究職	10	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0
医療職	17	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0
技能労務職	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
教育職	326	92	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	233
警察職	44	9	2	10	0	0	2	0	2	6	12	0	1	0
合計	494	132	20	11	1	0	5	0	11	20	20	0	30	244

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の状況(平成28年度)

ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○(大学卒業程度)I種					
一般行政(通常枠)	457	341	141	47	7.3
一般行政(特別枠)	26	22	14	5	4.4
警察事務	53	39	30	10	3.9
情報 A	22	15	7	2	7.5
情報 B	2	2	2	1	2.0
総合土木	30	23	20	10	2.3
建築	13	9	9	3	3.0
電気 A	8	6	5	1	6.0
電気 B	4	4	2	1	4.0
化学	12	5	4	1	5.0
農学	30	23	15	5	4.6
林学	12	8	5	3	2.7
水産	15	12	5	1	12.0
法医学識職	12	9	5	1	9.0
計	696	518	264	91	5.7
備考:試験区分のうち、情報B、電気Bは警察本部等での勤務。法医学識職は警察本部での勤務。					
○(高校卒業程度)II種					
一般事務	23	17	10	2	8.5
学校事務	190	172	55	24	7.2
警察事務	59	51	20	8	6.4
土木	8	8	4	2	4.0
計	280	248	89	36	6.9
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	211	189	123	39	4.8
警察官A女性一般	35	30	24	7	4.3
警察官A男性武道・柔道	2	2	1	-	-
警察官A男性武道・剣道	2	2	2	2	1.0
警察官A語学・英語	1	1	1	-	-
計	251	224	151	48	4.7
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	100	72	46	13	5.5
警察官A女性一般	9	3	3	0	-
警察官A男性武道・柔道	2	2	2	1	2.0
警察官A語学・英語	0	-	-	-	-
計	111	77	51	14	5.5
○警察官B					
警察官B男性	198	170	124	35	4.9
警察官B女性	61	57	35	11	5.2
計	259	227	159	46	4.9
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	17	15	14	7	2.1
一般事務・紀北	7	5	5	2	2.5
一般事務・紀中	5	4	4	4	1.0
一般事務・西牟婁	5	4	4	1	4.0
保健師・和歌山	1	1	1	1	1.0
保健師・紀中	1	1	1	1	1.0
看護師・紀中	2	2	2	2	1.0
任期付短時間勤務一般事務・和歌山A	2	2	2	1	2.0
任期付短時間勤務一般事務・和歌山B	5	3	3	1	3.0
任期付短時間勤務一般事務・和歌山C	1	1	1	1	1.0
任期付短時間勤務一般事務・紀中	1	1	1	1	1.0
任期付短時間勤務一般事務・西牟婁	3	3	3	1	3.0
計	50	42	41	23	1.8
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	21	19	19	10	1.9
一般事務・紀北	8	7	7	2	3.5
一般事務・紀中	12	10	10	3	3.3
司書・和歌山	4	3	3	1	3.0
保健師・紀北	1	1	1	1	1.0
精神保健相談員・紀中	0	-	-	-	-
臨床検査技師・紀中	1	1	1	1	1.0
保健師・紀中	1	1	1	1	1.0
獣医師・紀中	0	-	-	-	-
司書・西牟婁	1	1	1	1	1.0
任期付短時間勤務一般事務・和歌山	2	2	2	1	2.0
任期付短時間勤務一般事務・紀中	2	2	2	1	2.0
任期付短時間勤務一般事務・西牟婁	4	4	4	1	4.0
計	57	51	51	23	2.2
合 計	1704	1387	806	281	4.9

イ 選考

(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	29	23	8	3	7.7
臨床心理士	10	7	4	1	7.0
獣医師	6	5	5	2	2.5
薬剤師	9	9	6	2	4.5
保健師A	15	14	6	2	7.0
保健師B	8	7	4	0	-
診療放射線技師	6	5	4	1	5.0
臨床検査技師	8	5	4	1	5.0
学校栄養職員	61	48	8	3	16.0
船舶職員(機関士)	1	1	1	1	1.0
研究員(有機化学分野)	20	20	5	2	10.0
職業訓練指導員(観光ビジネス科)	1	1	1	1	1.0
身体障害(一般事務)	3	2	0	-	-
身体障害(学校事務)	1	1	1	1	1.0
身体障害(警察事務)	0	-	-	-	-
身体障害(一般事務)(2回目)	1	1	0	-	-
身体障害(警察事務)(2回目)	0	-	-	-	-
専任教員	9	9	8	3	3.0
獣医師(2回目)	8	6	6	2	3.0
保健師B(2回目)	7	5	4	1	5.0
学芸員(自然博物館)【菌類】	2	2	2	1	2.0
看護師(こころの医療センター)	13	13		2	6.5
事務補助・和歌山・海南	78	63		46	1.4
事務補助・那賀	10	6		3	2.0
事務補助・伊都	15	11		6	1.8
事務補助・有田	7	6		1	6.0
事務補助・日高	7	5		1	5.0
事務補助・西牟婁	21	16		5	3.2
事務補助・東牟婁	15	12		5	2.4
事務補助・世界遺産センター	2	2		1	2.0

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
事務補助・教育委員会	6	5		2	2.5
事務補助・県立博物館	8	6		1	6.0
事務補助・警察 和歌山	10	8		2	4.0
事務補助・警察 伊都	10	6		1	6.0
事務補助・警察 西牟婁	4	4		1	4.0
県立学校・校務員(耐久高等学校)	4	3		1	3.0
県立学校・事務助手(海南高等学校定時制)	3	3		1	3.0
県立学校・給食員(紀伊コスモス支援学校)	1	1		1	1.0
県立学校・給食員(南紀支援学校)	4	4		2	2.0
県立学校・給食員(はまゆう支援学校)	3	3		1	3.0
県立学校・介助職員(きのかわ支援学校)	1	1		1	1.0
県立学校・介助職員(和歌山さくら支援学校)	3	1		1	1.0
県立学校・介助職員(南紀支援学校)	1	1		1	1.0

備考:試験区分のうち、保健師Bは、警察本部等での勤務。

(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部長 又は 相当職	次長 又は 相当職	課長 又は 相当職	課長 補佐 又は 相当職	主査 又は 相当職	副主査、 主事、技 師又は 相当職	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	現業職	計
知 事	1	1	6	4	7	32	187								238
教育委員会		2	8	14	12	2	188								226
警察本部長			1			1	10	1	6	6	7	4	2		38
合 計	1	3	15	18	19	35	385	1	6	6	7	4	2	0	502

(2) 昇任の状況(平成28年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	146	20	7.3
警 部 補	237	42	5.6
巡 査 部 長	537	63	8.5

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	4	2	2.0
警 部 補	9	5	1.8

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警 視	22
警 部	32
警 部 補	15
巡 査 部 長	7
計	76

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成28年の給与勧告のポイント>

○平成28年度の給料及びボーナスを引上げ

- ・ 民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ。
- ・ ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分。

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所126事業所について、平成28年4月分の給与等を調査。(職種別民間給与実態調査)

(7) 月例給

職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成28年4月分の給与を比較。(ラスパイレス比較)

平成28年4月の民間給与(A)	平成28年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
377,082円	376,493円	589円 (0.16%)

(4) 特別給(ボーナス)

平成27年8月から平成28年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較。

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.28月分	4.20月分	0.08月分

イ 平成28年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施。

(4) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表(一)に準じ、若手職員を中心に引上げ。(平均改定率0.2%)

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ。

b 初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ。(支給限度額 413,300円→413,800円)

c 実施時期

平成28年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与(行政職給料表)

改定前	改定額	改定後
376,493円	529円	377,022円

参考(行政職給料表)

職員数 3,971人
平均年齢 43.3歳
平均勤続年数 19.2年

・改定額(529円)の内訳

給料	はね返し分(注)	計
506円	23円	529円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 <勧告>

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分。（4.20月分→4.30月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
28年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）	1.70月（現行1.60月）
	計	2.025月（支給済み）	2.275月（現行2.175月）	4.30月（現行4.20月）
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.85月	0.85月	1.70月
	計	2.075月	2.225月	4.30月

b 実施時期

平成28年12月1日

ウ 給与に関するその他の事項（扶養手当の見直し）

- ・ 人事院は平成28年、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や、我が国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、国家公務員の扶養手当の見直しを勧告。（配偶者に係る手当額を減額し、その上で、子に係る手当を充実）
- ・ 本県における扶養手当の在り方については、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、検討を行うことが適当。

エ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保

- ・ 職員採用Ⅰ種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施。
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、内容を更に充実させて情報発信。

(イ) 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 平成27年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、各任命権者で特定事業主行動計画が策定され、平成28年4月から取組。
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、平成28年度からは、県職員を目指す女性を対象にセミナーを実施。
- ・ 管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施。
- ・ 各任命権者において、働きやすい職場環境の整備など、女性職員の登用に向けた取組を更に進めることが必要。

(ウ) 人事評価制度の適正な実施

- ・ 人事評価制度については、平成28年4月の改正地方公務員法の施行に合わせて、各任命権者において制度の見直しや本格実施。
- ・ 各任命権者は、人事管理の基礎として人事評価制度を公正、適正に運用し、職員の業務遂行意欲の向上、組織の活性化を図るという法の趣旨を踏まえ、必要に応じて改善していくよう努めるべき。
- ・ 再任用職員については、人事評価の結果を給与等に反映させることについて、国や他の都道府県の動向を注視しながら検討していくことが必要。

(イ) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、引き続き再任用により対応することが適当であるとの考え。
- ・ 地方公務員についても、国家公務員に係る方針を踏まえ、必要な措置を講ずるよう総務省から要請。
- ・ 本県においても、各任命権者は、職員の能力及び経験を活かせる職務への配置や勤務形態等について引き続き検討を行い、より一層の計画的な人事管理に努めていくことが必要。

(オ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」の実施など、各任命権者において様々な取組を徹底。
- ・ 多忙化する教職員の勤務状況の改善については、更に業務の適正化を図り、より一層の勤務状況の改善に努めることが必要。
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要。

b 両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現のため、子の看護のための休暇制度の拡充等、特定事業主行動計画に基づき職員に積極的に育児参加するよう意識啓発等を実施。
- ・ 育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境整備のため、本年の人事院勧告で、介護休暇の分割取得等について民間労働法制の改正に即した見直しを行うことが適当とされた。本県においても、国や他の都道府県の動向を注視し、適切に対応していく必要。
- ・ 今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知し、職員が安心して仕事と育児や介護を両立することができるよう、職場環境づくりを進めていくことが必要。

c 心の健康づくりの推進

- ・ 精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、各任命権者の取組は年々充実。
- ・ 心の健康づくり対策にはハラスメントの防止も重要。各任命権者は、ハラスメント防止に関する指針の策定や相談窓口の設置などの取組を実施。引き続き、職員に対し、各種ハラスメント防止に関する一層の意識啓発に取り組む必要。

(2)報告資料

ア 職員の給与

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成27年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
全		14,668	△ 144	3,630	32	18	334	2,829	5,318	13	2,494
行政職		3,971	△ 44	3,127	32	18	286	191	-	13	304
研究職		212	28	167	-	-	28	-	-	-	17
医療職(1)		33	6	33	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		98	△ 7	91	-	-	-	7	-	-	-
医療職(3)		212	0	212	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		30	△ 1	-	-	-	-	-	30	-	-
学校事務職員		293	△ 6	-	-	-	-	-	293	-	-
計		4,849	△ 24	3,630	32	18	314	198	323	13	321
高等学校等教育職員		2,578	△ 22	-	-	-	-	2,578	-	-	-
県立中学校教育職員		53	0	-	-	-	-	53	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,015	△ 109	-	-	-	20	-	4,995	-	-
計		7,646	△ 131	-	-	-	20	2,631	4,995	-	-
警察官		2,173	11	-	-	-	-	-	-	-	2,173

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に付く短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
			人	歳	年
全			14,668	42.6	18.7
一般職員	行政職		3,971	43.3	19.2
	研究職		212	42.5	16.5
	医療職(1)		33	40.7	7.0
	医療職(2)		98	41.3	15.2
	医療職(3)		212	45.1	17.9
	学校栄養職員		30	43.9	19.6
	学校事務職員		293	43.3	23.4
	計		4,849	43.3	19.1
教育職員	高等学校等教育職員		2,578	43.6	18.6
	県立中学校教育職員		53	43.7	18.7
	市町村立小・中学校等教育職員		5,015	43.5	19.2
	計		7,646	43.5	19.0
警察官			2,173	37.5	16.8
平成27年4月 全			14,812	42.9	18.8

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全		100.0	78.9	8.4	12.6	0.1	62.5	37.5
一般職員	行政職	100.0	74.1	8.7	16.9	0.3	78.3	21.7
	研究職	100.0	92.9	4.7	2.4	-	82.1	17.9
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.8	24.2
	医療職(2)	100.0	79.6	20.4	-	-	60.2	39.8
	医療職(3)	100.0	36.3	49.5	14.2	-	34.0	66.0
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	-	3.3	96.7
	学校事務職員	100.0	1.7	36.5	61.8	-	32.4	67.6
	計	100.0	69.0	12.4	18.3	0.3	72.9	27.1
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.3	4.3	0.4	-	54.4	45.6
	県立中学校教育職員	100.0	94.3	5.7	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	90.0	10.0	0.0	-	43.9	56.1
	計	100.0	91.8	8.0	0.1	-	47.5	52.5
警察官		100.0	55.5	0.8	43.6	0.0	91.9	8.1
平成27年4月 全		100.0	78.5	8.8	12.5	0.1	62.6	37.4

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		349,733	9,474	12,651	371,858	12,241	384,099
一般職員	行政職	335,147	11,876	15,541	362,564	13,929	376,493
	研究職	346,632	12,979	12,410	372,021	14,874	386,895
	医療職(1)	409,333	7,697	72,330	489,360	380,739	870,099
	医療職(2)	316,932	8,872	8,876	334,680	6,916	341,596
	医療職(3)	343,319	7,278	6,297	356,894	4,239	361,133
	学校栄養職員	318,878	3,000	8,676	330,554	4,152	334,706
	学校事務職員	328,123	5,442	7,997	341,562	5,494	347,056
	計	335,618	11,190	14,753	361,561	15,331	376,892
教育職員	高等学校等教育職員	378,593	8,615	12,861	400,069	8,727	408,796
	県立中学校教育職員	374,515	9,840	14,094	398,449	7,519	405,968
	市町村立小・中学校等 教育職員	364,824	6,734	10,140	381,698	12,199	393,897
	計	369,533	7,390	11,085	388,008	10,996	399,004
警察官		311,557	12,980	13,468	338,005	9,722	347,727

平成27年4月 全	352,213	9,600	8,192	370,005	12,088	382,093
行政職	335,016	12,049	11,558	358,623	13,992	372,615

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」及び「平成27年切替に伴う経過措置額」を含む。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成28年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所242事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから126事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係345人（行政職に相当する調査実人員253人）、初任給関係以外の調査職種5,358人（行政職に相当する調査実人員4,421人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は16,355人であり、行政職に相当するものは、10,599人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	111	4	3	8	31	65	38	48	25
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	1	-	1	5	3	3	1
製造業	51	4	-	4	16	27	9	27	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	21	-	1	-	6	14	11	6	4
卸売業、小売業	5	-	1	-	1	3	3	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	10	-	-	1	3	6	6	3	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17	-	-	3	4	10	6	8	3

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所126所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた125所に占める調査完了事業所111所の割合(調査完了率)は、88.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計			
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,075	217,615	192,092	192,967
	短大卒	179,975	※ 182,679	※ 169,697	※ 177,000
	高校卒	159,735	※ 161,726	154,053	160,855

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	52.5	724,441	－	724,441	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.3	771,577	－	771,577	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	2	50.3	599,749	－	599,749	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工場長	7	52.8	617,393	－	617,393	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	54.0	631,258	－	631,258	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	2	49.9	586,661	－	586,661	
	事務部長	146	53.1	536,954	2,231	534,723	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	103	52.9	548,142	1,400	546,742	
	短大卒	9	55.3	565,270	－	565,270	
	高校卒	34	52.9	497,698	5,181	492,517	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部長	94	51.4	609,013	1,865	607,148	同 上
	大学卒	60	52.0	677,447	1,476	675,971	
	短大卒	4	54.7	512,724	－	512,724	
	高校卒	30	49.7	507,607	2,823	504,784	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部次長	91	53.0	487,418	3,473	483,945	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)
大学卒	68	53.3	502,677	1,843	500,834		
短大卒	7	54.0	409,734	3,597	406,137		
高校卒	16	51.2	461,668	9,430	452,238		
中学卒	－	－	－	－	－		
技術部次長	57	50.5	566,652	3,332	563,320	同 上	
大学卒	43	50.1	607,098	2,608	604,490		
短大卒	4	54.3	489,420	90	489,330		
高校卒	10	50.2	454,493	7,292	447,201		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務課長	264	48.8	493,777	5,149	488,628	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	188	48.3	512,249	3,784	508,465		
短大卒	10	50.3	439,393	13,239	426,154		
高校卒	63	49.8	446,893	7,964	438,929		
中学卒	3	54.8	581,817	150	581,667		
技術課長	209	49.5	513,275	13,737	499,538	同 上	
大学卒	106	48.1	530,329	10,977	519,352		
短大卒	16	49.2	521,493	3,496	517,997		
高校卒	87	51.2	491,185	18,778	472,407		
中学卒	－	－	－	－	－		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成28年4月分平均支給額をXとしている。
2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)－ (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	177	48.2	458,274	31,528	426,746	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長一係長間)
	大学卒	124	47.0	454,090	21,732	432,358	
	短大卒	15	48.3	440,805	36,485	404,320	
	高校卒	38	52.4	480,054	64,296	415,758	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	136	42.0	452,747	12,639	440,108	同上
	大学卒	100	40.9	457,989	7,728	450,261	
	短大卒	13	45.3	452,156	49,002	403,154	
	高校卒	23	47.9	412,024	25,308	386,716	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	236	47.3	436,956	53,480	383,476	係の長及び係長級専門職
	大学卒	110	46.0	436,709	50,755	385,954	
	短大卒	23	47.0	381,638	31,044	350,594	
	高校卒	100	48.7	447,974	59,957	388,017	
	中学卒	3	53.2	519,890	122,090	397,800	
	技術係長	266	45.8	494,632	76,793	417,839	同上
	大学卒	100	40.9	504,701	98,269	406,432	
	短大卒	23	44.2	418,644	41,355	377,289	
	高校卒	133	49.8	496,115	64,383	431,732	
	中学卒	10	48.5	547,316	97,870	449,446	
事務主任	238	43.5	357,362	45,049	312,313	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長一係員間)	
大学卒	124	41.9	365,406	44,193	321,213		
短大卒	35	45.6	338,696	37,027	301,669		
高校卒	78	45.1	352,292	49,154	303,138		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	313	43.5	482,029	97,819	384,210	同上	
大学卒	113	37.7	427,985	102,770	325,215		
短大卒	37	41.6	497,774	121,680	376,094		
高校卒	159	47.6	511,422	87,990	423,432		
中学卒	4	46.0	490,115	101,480	388,635		
事務係員	1,203	38.0	305,397	34,694	270,703		
大学卒	612	36.0	322,937	41,942	280,995		
短大卒	172	39.9	278,235	21,615	256,620		
高校卒	417	40.2	289,805	28,990	260,815		
中学卒	2	56.4	342,249	59,135	283,114		
技術係員	976	34.4	358,482	73,589	284,893		
大学卒	394	35.1	380,563	82,722	297,841		
短大卒	138	29.9	337,650	77,460	260,190		
高校卒	440	35.6	348,803	63,987	284,816		
中学卒	4	50.3	288,254	77,607	210,647		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	377,082 円	376,493 円	589 円 (0.16%)

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成28.4.1～ 29.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成28.4.1～ 29.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成29.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成27年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成28年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

4 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成28.4.1～ 29.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成28.4.1～ 29.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成29.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成27年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成28年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	29 (7)	1 (1)	28 (6)	28	0	2 (2)
免職	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1	0	2 (2)
	27 (5)	0 (0)	27 (5)	27	0	0 (0)
戒告						

和歌山県報

平成二十九年九月二十六日

号外

別冊